

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 8 号

平成 2 7 年 (2015 年) 2 月 1 6 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成 2 7 年 2 月 1 6 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

総務部

総務課、人事課、税務課、債権特別対策室、地籍調査課及び消防課

3 監査の期間

平成 26 年 12 月 15 日から平成 27 年 2 月 12 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 賦課事務について

ア 法人市民税に係る未申告法人の調査及び申告指導がなされていないものがある。情報収集に努め、必要な実態調査を行うなど、申告・納税義務について指導されたい。なお、正当な事由なく不申告の場合は、遡及課税する必要がある。

【税務課】

イ 土地の評価及び租税負担の公平性を図るため全市的な路線価方式を早期に導入されたい。

【税務課】

ウ 固定資産税の減額措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

【税務課】

(2) 徴収事務について

ア 山陽小野田市市税延滞金減免規程に一部不適切な記述がある。適切な規程に改正されたい。

【税務課】

(3) 支出事務について

ア 補助金交付団体に対する支出に一部不適切なものがある。関係団体と協議・調整し、適切な処理をされたい。

【総務課】